

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

- 高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）の施行に伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）の一部を改正するもの。

2. 改正の概要

- サービス管理責任者の要件の一つとして、児童相談所等の一定の施設の従業者又はこれに準ずる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に一定の期間従事することが規定されている。
- 法第19条第1項に規定する高次脳機能障害者支援センターも当該業務を行う施設であることから、要件の対象施設として追加することとする。

3. 根拠条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第50条第1項第4号
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号イ(3)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第12条第1項第5号
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(3)

4. 適用期日等

- 告示日：令和8年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年4月1日